



平成29年度

田辺市職員採用試験実施要綱

(問い合わせ先) 田辺市役所総務部総務課人事係
〒646-8545 和歌山県田辺市新屋敷町1番地
電話 0739-26-9916 (直通)

申込受付期間

8月1日(火)～8月15日(火)

※土・日・祝日を除く。

受付時間は午前8時30分から午後5時15分まで

第一次試験日

9月17日(日) 午前8時30分

※入室は午前8時から

第一次試験場所

紀南文化会館・田辺市役所

(田辺市新屋敷町1番地)

採用時期

平成30年4月1日

1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

	試験区分	採用予定人員	主 な 職 務 内 容
(1)	一般事務職1種	15人程度	市長部局又は教育委員会等の事務
(2)	一般事務職2種	4人程度	市長部局又は教育委員会等の事務
(3)	一般事務職3種 (身体障害者対象)	1人程度	市長部局又は教育委員会等の事務
(4)	土木技術職	1人程度	土木事業等に関する設計・施工監理等の業務
(5)	建築技術職	1人程度	建築工事の設計、施工監理、建築指導等の業務
(6)	保育士	3人程度	児童の保護育成に関する業務
(7)	幼稚園教諭	2人程度	幼児教育に関する業務
(8)	看護師	2人程度	診療所での看護に関する業務
(9)	保健師	1人程度	保健衛生、福祉等に関する業務
(10)	消防職	3人程度	火災、救急救助、防災等に関する業務

2 受験資格

(1) 試験区分ごとに下記要件を満たす人

① 一般事務職1種 (大学卒業程度)

昭和57年4月2日から平成8年4月1日までの間に生まれた人

ただし、飛び級入学等により大学を卒業した人又は平成30年3月末日までに卒業見込みの人は、平成8年4月2日以降に生まれた人でも受験することができます。

② 一般事務職2種 (高等学校卒業程度)

昭和63年4月2日から平成12年4月1日までの間に生まれた人

ただし、次のア又はイに該当する人については受験できません。

ア 大学(短期大学を除く。)を卒業した人や平成30年3月末日までに卒業見込みの人など、平成30年3月末日現在で大学における在籍期間が通算して3年を超える人

イ 外国の大学における在籍期間が通算して3年を超える人などアと同等であると認める人

※在籍期間とは、休学等の状態にかかわらず、入学した日以降の大学に籍が置かれている期間をいいます。

③ 一般事務職3種(身体障害者対象・高等学校卒業程度)

昭和57年4月2日から平成12年4月1日までの間に生まれた人で、次のア及びイに該当する人

ア 身体障害者手帳の交付を受け、自力(車椅子などを含む。)により通勤ができ、かつ、介護者なしに週38時間45分の職務が可能な人

イ 活字印刷文(文字の大きさは11ポイント程度)による出題及び口頭による面接試験に対応できる人

④ 土木技術職

昭和63年4月2日から平成12年4月1日までの間に生まれた人で、土木設計技術を習得するための専門課程を卒業した人又は平成30年3月末日までに卒業見込みの人

⑤ 建築技術職

昭和57年4月2日から平成12年4月1日までの間に生まれた人で、建築設計技術を習得するための専門課程を卒業した人又は平成30年3月末日までに卒業見込みの人、若しくは建築士免許(1級又は2級)を有する人

⑥ 保育士

昭和53年4月2日以降に生まれた人で、保育士資格を有する人又は平成30年3月末日までに保育士資格を取得見込みの人

⑦ 幼稚園教諭

昭和53年4月2日以降に生まれた人で、幼稚園教諭免許を有する人又は平成30年3月末日までに幼稚園教諭免許を取得見込みの人

⑧ 看護師

昭和53年4月2日以降に生まれた人で、看護師免許を有する人又は平成30年3月末日までに行われる国家試験により看護師免許を取得見込みの人

⑨ 保健師

昭和53年4月2日以降に生まれた人で、保健師免許を有する人又は平成30年3月末日までに行われる国家試験により保健師免許を取得見込みの人

⑩ 消防職

平成5年4月2日から平成12年4月1日までの間に生まれた人又は平成2年4月2日以降に生まれた人で救急救命士免許を有する人

※「短期大学」又は「大学」とは、学校教育法に基づく短期大学又は大学をいいます。

※一般事務職1～3種の大学卒業程度、高等学校卒業程度とは、試験問題の区分を示すものです。

- (2) 上記に該当する人であっても、次のいずれかに該当する人は受験できません。
- ① 日本国籍を有しない人（保育士、幼稚園教諭、看護師、保健師を除く。）
 - ② 成年被後見人又は被保佐人
 - ③ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - ④ 田辺市の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
 - ⑤ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- (3) 受験資格を満たさないこと（資格・免許の失効を含む）又は申込書の記載事項が正しくないことが判明した場合は、採用されません。また、保育士、幼稚園教諭、看護師、保健師の資格・免許を取得見込みの人で、資格・免許を取得できなかった場合には、この試験に合格しても採用資格を失います。

3 採用時期

平成30年4月1日

4 採用後の条件

勤務条件・給与等は、田辺市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び田辺市職員の給与に関する条例等の規定によります。

5 試験の日時、場所及び合格発表

	日 時	場 所	合 格 発 表
第一次試験	平成29年9月17日（日） 午前8時30分から （入室は午前8時から）	紀南文化会館 田辺市役所 （田辺市新屋敷町1番地）	平成29年10月上旬に 受験者全員に合否を通知し ます。
第二次試験	【検査及び作文】 平成29年10月21日（土） 【面接】 平成29年11月上旬予定	田辺市役所〔予定〕 （田辺市新屋敷町1番地）	平成29年11月中旬に 受験者全員に合否を通知し ます。

- ※ 第二次試験は検査及び作文と面接の両方を行います。日程が分かれていますのでご注意ください。
日時及び場所の詳細は第一次試験の合格者に郵送で通知します。
- ※ 合格者は、得点の高い順に決定します。ただし、それぞれの試験種目で、市が認める得点・基準に達しない場合は、順位にかかわらず不合格になることがあります。
- ※ 第一次試験、第二次試験の合格発表は、市のホームページ（<http://www.city.tanabe.lg.jp/soumu/>）でもお知らせします。

6 試験種目一覧

第一次試験

試験区分	試験種目
一般事務職1種、2種、3種	教養試験、事務適性検査
土木技術職、建築技術職、保育士、幼稚園教諭、保健師	教養試験、専門試験
看護師	教養試験、看護師適性検査
消防職	教養試験、体力試験

第二次試験

試験区分	試験種目
全試験区分	一般性格診断検査、職場適応性検査、作文、面接

7 試験の方法及び内容

	試験種目	試験区分	試験方法	試験内容
第一次試験	教養試験	全試験区分	択一式 40 題 120 分	社会、人文及び自然に関する一般知識並びに文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈に関する一般知能
	事務適性検査	一般事務職 1 種 一般事務職 2 種 一般事務職 3 種	択一式 100 題 10 分	事務職員としての適応性を正確さ、迅速さ等の作業能力の面からみる
	昼 食			
	専門試験	土木技術職	択一式 30 題 90 分	数学・物理・情報技術基礎、土木基礎力学（構造力学、水理学、土質力学）、土木構造設計、測量、社会基盤工学、土木施工
		建築技術職	択一式 30 題 90 分	数学・物理・情報技術基礎、建築構造設計、建築構造、建築計画、建築法規、建築施工
		保育士	択一式 30 題 90 分	社会福祉、児童家庭福祉（社会的養護を含む。）、保育の心理学、保育原理、保育内容、子どもの保健（精神保健を含む。）
		幼稚園教諭	択一式 30 題 90 分	発達心理、教育学、保育原理、保育内容、法規
		保健師	択一式 30 題 90 分	公衆衛生看護学、疫学、保健統計学、保健医療福祉行政論
	看護師適性検査	看護師	択一式 30 題 50 分	看護師としての適応性を資質、能力及び対人関係の面からみる
	体力試験	消防職	消防職としての職務遂行に必要な体力についての試験（握力、懸垂、上体起こし、立ち幅跳び、反復横跳び） ※試験は田辺第一小学校体育館（徒歩約 10 分）で行います。 試験会場へは職員が引率しますので指示に従ってください。	
第二次試験	一般性格診断検査	全試験区分	択一式 150 題 20 分	指導性、規範性など面接評定項目に関する性格傾向をみる
	職場適応性検査	全試験区分	択一式 120 題 20 分	公務の職業生活への適応性について、職務への対応や対人関係に関連する性格傾向の面からみる
	作文	全試験区分	800 字程度 60 分	一定のテーマによる作文
	面接試験	人物、性格等についての個別面談		

※ 一般事務職 1 種の教養試験は、大学卒の区分で行います。

※ 一般事務職 2 種、一般事務職 3 種、土木技術職、建築技術職、保育士、幼稚園教諭、保健師、看護師、消防職の教養試験は、高校卒の区分で行います。

※ 一般事務職 3 種（身体障害者対象）を受験する人で、補装具等が必要な場合は持参してください。

※ 第二次試験の検査及び作文については面接試験及び合否判定の補助的な資料として用います。

8 提出書類

(1) 田辺市職員採用試験申込書

- ① 記入心得を読んで必要事項を記入し、写真を貼付してください。
- ② 試験区分欄は、この要綱の第1項(1)から(10)までに掲げる試験区分のとおりに入力してください。
- ③ 現住所欄は自分の現住所を記入し、通知等送付先欄は現住所以外への送付を希望する場合にのみ、その住所を方書まで詳しく記入してください。この場合、受験票を除く試験に関する一切の通知を通知等送付先欄の住所へ送付します。

(2) 受験票返信用封筒（受験票送付用）

受験票の送付に用いますので、封筒（長形3号）の表面に受験票送付先の郵便番号、住所及び氏名を記入し、**82円切手を貼ってください。**

〔注意〕採用試験申込書の通知等送付先欄への記入の有無に関わらず、受験票はこの返信用封筒に記載された住所へ送付します。

- (3) 一般事務職3種を受験する人は、身体障害者手帳の写し（障害名及び級別の記載箇所）
- (4) 建築技術職、保育士、幼稚園教諭、看護師、保健師を受験する人で、既に資格・免許を有する人は、その資格証明書・免許状の写し（建築技術職は建築士免許1級又は2級）
- (5) 消防職を受験する人で、既に救急救命士の免許を有する人は、その免許証の写し

9 申込受付期間

受付期間 **平成29年8月1日（火）から平成29年8月15日（火）まで**（土・日・祝日を除く。）

受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで

10 申込方法

提出書類を総務部総務課人事係まで直接持参（代理人可）するか、又は郵送してください。郵送の場合には必ず簡易書留郵便とし、封筒の表に「採用試験受験申込み」と朱書してください。

この場合、平成29年8月15日（火）までの消印のあるものに限り受け付けますが、記載事項に不備があるときは、受理できないので十分注意してください。

11 採用試験申込書の受付先、送付先及び問合せ先

〒646-8545

和歌山県田辺市新屋敷町1番地

田辺市役所総務部総務課人事係（電話 0739-26-9916 直通）

注 意 事 項

- 1 受験の申込みは、いずれか一つの試験区分に限ります。また、採用試験申込書の受理後における試験区分の変更は、認められません。
- 2 採用試験申込書及びその他の提出書類については、一切返却いたしません。
- 3 受験票は、採用試験申込書の受付締切後に送付します。（9月7日（木）までに受験票が届かないときは、市総務部総務課人事係まで問い合わせてください。）
- 4 受験者は、試験日の午前8時30分までに、**受験票、筆記用具**等を持参の上、試験会場へ集合してください。（入室できるのは、午前8時以降です。）
- 5 筆記用具としてHBの鉛筆又はシャープペンシル、消しゴム等を必ず用意してください。（マークシート方式の解答用紙には、万年筆、ボールペン、サインペン等の使用はできません。）
- 6 試験会場は所定の場所以外、**全面禁煙**です。また、定められた場所以外への立ち入りは禁止します。

- 7 車で来場される場合は、市役所前駐車場または扇ヶ浜海岸駐車場をご利用いただき、交通の妨げとなる周辺道路上への駐車は絶対にしないでください。
- 8 受験する職種によっては午後からも試験がありますので、該当する方は各自昼食をご用意ください。
- 9 消防職を受験する人は、体力試験受験のため、体操服及び体育館用運動靴を用意してください。
- 10 荒天のため試験の実施が危ぶまれるとき又は試験当日の問い合わせについては、試験当日午前6時以降に田辺市役所宿直室に電話で問い合わせてください。(電話 0739-22-5300)

試験会場案内

■紀南文化会館・田辺市役所 【住所】 田辺市新屋敷町1番地

※消防職の体力試験は第一次試験日の午後、田辺第一小学校で行います。

